

国 不 動 第 1 0 6 号  
令 和 3 年 3 月 3 0 日

各都道府県主管部長あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長  
(公 印 省 略)

不動産の売買取引に係る重要事項の説明にオンラインを活用する場合における  
宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

令和3年3月30日から、宅地若しくは建物の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買若しくは交換の代理若しくは媒介に係る重要事項の説明を、オンラインによって行うことが可能となる。これに伴い、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号。以下「ガイドライン」という。）について下記1.のように改正を行い、令和3年3月30日から施行することとしたので、下記のとおり通知する。

記

1. 「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の改正点（別紙参照）

一定の要件の下で実施された、不動産売買取引に係るオンラインによる重要事項説明（IT重説）を、対面による重要事項説明と同様に取り扱うこととする等、ガイドラインについて所要の改正を行う。